

「引受基準緩和型死亡保険 普通保険約款」の改定について

引受基準緩和型死亡保険について、次のとおり普通保険約款を改定いたします。改定に伴う保険料の変更およびご契約者様によるお手続きの必要はありません。

1. 保険契約の更新時に死亡保険金額の増額をした場合の保険金支払額について、当該増額分についてのみ保険金削減期間があることを明確化しました。ご加入時の保険金額のお支払額の取扱いは変わりません。
 なお、この改定は2022年9月1日責任開始日(更新日)分より適用いたします。

2. 主に第1回保険料未納の際の払込方法について、口座振替またはクレジットカード払い以外の方法を追加いたしました。なお、第2回目以降の保険料払込方法については、ご契約者様により指定された口座振替またはクレジットカード払いとなる点は変わりございません。
 なお、この改定は2022年11月1日責任開始日分より適用いたします。

本書はお手元にある普通保険約款と合わせて大切に保管ください。

■引受基準緩和型死亡保険 普通保険約款 新旧対比表

・2022年9月1日責任開始日(更新日)分より追加する約款の新旧対比表

下線が改定箇所

u003c/div>

改定後		改定前	
引受基準緩和型死亡保険 普通保険約款 (省略)		引受基準緩和型死亡保険 普通保険約款 (省略)	
第2章 保険金の支払 (省略)		第2章 保険金の支払 (省略)	
第3条 (保険金の支払) 1 会社は、次の表に定めるとおり、死亡保険金を支払います。		第3条 (保険金の支払) 1 会社は、次の表に定めるとおり、死亡保険金を支払います。	
支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	被保険者が保険期間中に死亡(注)したとき (注)被保険者の生死が不明の場合で、法定死亡(失踪宣告・戸籍法上の認定死亡による除籍)その他死亡したものと会社が認めた場合を含みます。	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	被保険者が保険期間中に死亡(注)したとき (注)被保険者の生死が不明の場合で、法定死亡(失踪宣告・戸籍法上の認定死亡による除籍)その他死亡したものと会社が認めた場合を含みます。
支払額	① 責任開始日からその日を含めて6か月以内に死亡したとき 保険証券または契約内容通知書記載の保険金額×50% ② 責任開始日からその日を含めて6か月を経過した後に死亡したとき 保険証券または契約内容通知書記載の保険金額 ③ <u>保険契約の更新時に死亡保険金の増額をした場合、更新日から6か月以内に死亡した場合の当該増額部分</u> <u>当該増額部分の保険金額×50%</u>	支払額	① 責任開始日からその日を含めて6か月以内に死亡したとき 保険証券または契約内容通知書記載の保険金額×50% ② 責任開始日からその日を含めて6か月を経過した後に死亡したとき 保険証券または契約内容通知書記載の保険金額 (追加)

改定後	改定前				
引受基準緩和型死亡保険 普通保険約款 (省略) 第3章 保険料の払込	引受基準緩和型死亡保険 普通保険約款 (省略) 第3章 保険料の払込				
<p>第5条（保険料の払込）</p> <p>1 保険料払込期間は、保険期間と同じです。</p> <p>2 保険料払込期間中、払い込むべき保険料は次の期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。</p> <p>(1) 第1回保険料（月払契約・年払契約共通） 保険契約の申込を承諾した日から会社の定める第1回保険料の払込期限まで</p> <p>(2) 第2回以降の保険料</p> <p>① 月払契約 月単位の契約応当日の属する月の前月の初日から末日まで</p> <p>② 年払契約 <u>更新前契約の保険期間満了日の属する月の初日から末日まで</u></p> <p>第6条（保険料の払込方法等）</p> <p>1 保険料は、会社の提携している金融機関等の中から、保険契約者が指定した金融機関等の口座振替、クレジットカードまたはその他当社が定める決済手段で、前条に定める払込期月に払い込むものとします。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。</p> <p>2 口座振替による場合、会社は、会社の指定する振替日（金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日）に保険料を振り替えます。この場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。</p> <p>3 クレジットカードによる場合、会社は、クレジットカード発行会社（以下「クレジットカード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）により会員として認められた者またはクレジットカードの使用を認められた者と保険契約者が同一である場合に限り取り扱います。</p> <p>4 前項によりクレジットカードによる方法を取り扱う場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内であることを確認し、クレジットカード会社に保険料を請求します。この場合、次のすべてに該当する場合を除き、クレジットカード会社に保険料を請求した日に保険料の払込があったものとします。</p> <p>(1) 会社がクレジットカード会社より保険料相当額を領収できない場合</p> <p>(2) 保険契約者がクレジットカード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと</p> <p>5 口座振替またはクレジットカード以外の会社が定める決済手段による方法を取り扱う場合、会社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を行い、会社の請求する保険料相当額全額の決済手続を完了した旨の書類を受領した時点または保険料相当額全額の決済手続を完了した旨が決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込があったものとみなします。</p> <p>6 <u>前項の会社が定める決済手段とは、次のものをいいます。</u></p>	<p>第5条（保険料の払込）</p> <p>1 保険料払込期間は、保険期間と同じです。</p> <p>2 保険料払込期間中、払い込むべき保険料は次の期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。</p> <p>(1) 第1回保険料（月払契約・年払契約共通） 保険契約の申込を承諾した日から会社の定める第1回保険料の払込期限まで</p> <p>(2) 第2回以降の保険料</p> <p>① 月払契約 月単位の契約応当日の属する月の前月の初日から末日まで</p> <p>② 年払契約 <u>年単位の契約応当日の属する月の前月の初日から末日まで</u></p> <p>第6条（保険料の払込方法等）</p> <p>1 保険料は、会社の提携している金融機関等の中から、保険契約者が指定した金融機関等の口座振替、クレジットカードまたはその他当社が定める決済手段で、前条に定める払込期月に払い込むものとします。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。</p> <p>2 口座振替による場合、会社は、会社の指定する振替日（金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日）に保険料を振り替えます。この場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。</p> <p>3 クレジットカードによる場合、会社は、クレジットカード発行会社（以下「クレジットカード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）により会員として認められた者またはクレジットカードの使用を認められた者と保険契約者が同一である場合に限り取り扱います。</p> <p>4 前項によりクレジットカードによる方法を取り扱う場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内であることを確認し、クレジットカード会社に保険料を請求します。この場合、次のすべてに該当する場合を除き、クレジットカード会社に保険料を請求した日に保険料の払込があったものとします。</p> <p>(1) 会社がクレジットカード会社より保険料相当額を領収できない場合</p> <p>(2) 保険契約者がクレジットカード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと</p> <p>5 口座振替またはクレジットカード以外の会社が定める決済手段による方法を取り扱う場合、会社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を行い、会社の請求する保険料相当額全額の決済手続を完了した旨の書類を受領した時点または保険料相当額全額の決済手続を完了した旨が決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込があったものとみなします。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">定義</th> </tr> <tr> <td>(1)銀行振込</td> <td>会社の指定する金融機関等の口</td> </tr> </table>	用語	定義	(1)銀行振込	会社の指定する金融機関等の口	
用語	定義				
(1)銀行振込	会社の指定する金融機関等の口				

	<u>座への払込をいいます。</u>	
<u>(2)払込取扱票</u>	<u>会社所定の書面による払込取扱票(電子媒体を含む)をいいます。</u>	
<u>(3)電子マネー決済</u>	<u>資金決済に関する法律第3条第1項に規定する前払式支払手段のうち、電磁的方法により記録された金額情報を用いて対価の弁済を行う支払手段をいいます。</u>	
<u>(4)QRコード決済</u>	<u>資金決済に関する法律第3条第1項に規定する前払式支払手段のうち、料金・代金等の請求データをQRコードやバーコードに変換し、決済端末等又はスマートフォン等モバイル機器のカメラ機能を用いて読み込み、電磁的方法により記録された金額情報を用いて対価の弁済を行う支払手段をいいます。</u>	
<u>(5)携帯電話料金合算払</u>	<u>携帯電話会社が携帯電話の契約者から携帯電話の利用料金と合わせて請求する決済手段をいいます。</u>	
<u>7 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険料等の払込方法等を変更することができます。</u>		<u>6 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険料等の払込方法等を変更することができます。</u>
<u>8 会社は、第1回保険料の払込に限り、あらかじめ契約者に通知することにより、第6項の会社が定める決済手段に変更することができます。</u>		<u>(新設)</u>